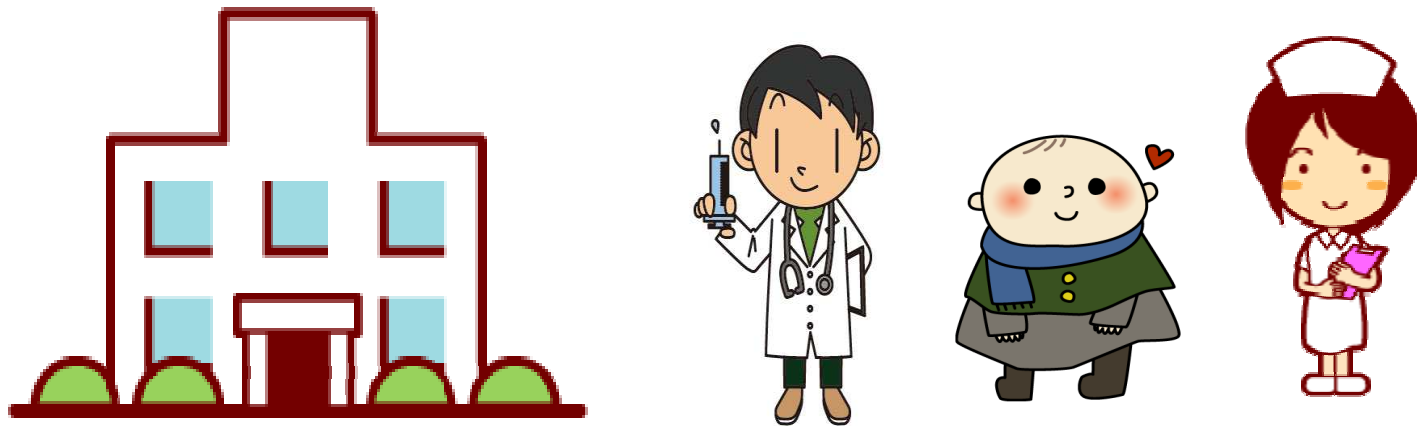


病院内保育所を設置する際の支援策について

～病院に勤める方のお子さんを預かる保育施設の設置、運営などの費用を助成します～



平成28年7月

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 医政局
内閣府子ども・子育て本部

病院内における保育所に対する支援策（概要①）

1 病院の従業員等のための保育所に対する支援について

○ 院内保育所については、

- ①子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業（市町村認可事業）に対する給付
- ②事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（雇用保険を財源）による都道府県労働局による助成
- ③病院内保育所に対する都道府県による補助金
- ④企業主導型保育事業に対する国による助成金

の4つの補助のうち、いずれかを選択することが可能です。

※②については、平成28年4月1日以降は新規の設置・運営等計画の認定申請受付を停止しています。

2 運営に係る給付・補助について

- 1 ①による支援を受ける場合、地域型保育給付を受けることが可能です。 ⇒ P 3～
※②において施設整備補助を受けた上で、①による運営に係る給付を受けることも可能です
- 1 ②による支援を受ける場合、子ども1人当たり年額34万円（中小企業45万円）
の助成を10年間受けることが可能です。 ⇒ P 10～
※平成26年12月31日までに運営を開始した場合は、これまでどおり対象経費の1/2（中小企業2/3）の助成となります。
- 1 ③による支援を受ける場合、地域医療介護総合確保基金による補助が可能です。 ⇒ P 16～
※具体的な補助基準額は、都道府県ごとに異なります。
- 1 ④による支援を受ける場合、仕事・子育て両立支援事業による補助が可能です。 ⇒ P 20～

3 施設整備補助等について

- 1 ①による支援を受ける場合、施設整備補助相当の減価償却費を受けることが可能です。 ⇒ P 3～
- 1 ②による支援を受ける場合、施設整備対象経費のうち、
大企業1/3、中小企業2/3の補助を受けることが可能です。 ⇒ P 10～
- 1 ③による支援を受ける場合、地域医療介護総合確保基金による補助を受けることが可能です。 ⇒ P 16～
※具体的な補助基準額は、都道府県ごとに異なります。
- 1 ④による支援を受ける場合、仕事・子育て両立支援事業による補助を受けることが可能です。 ⇒ P 20～

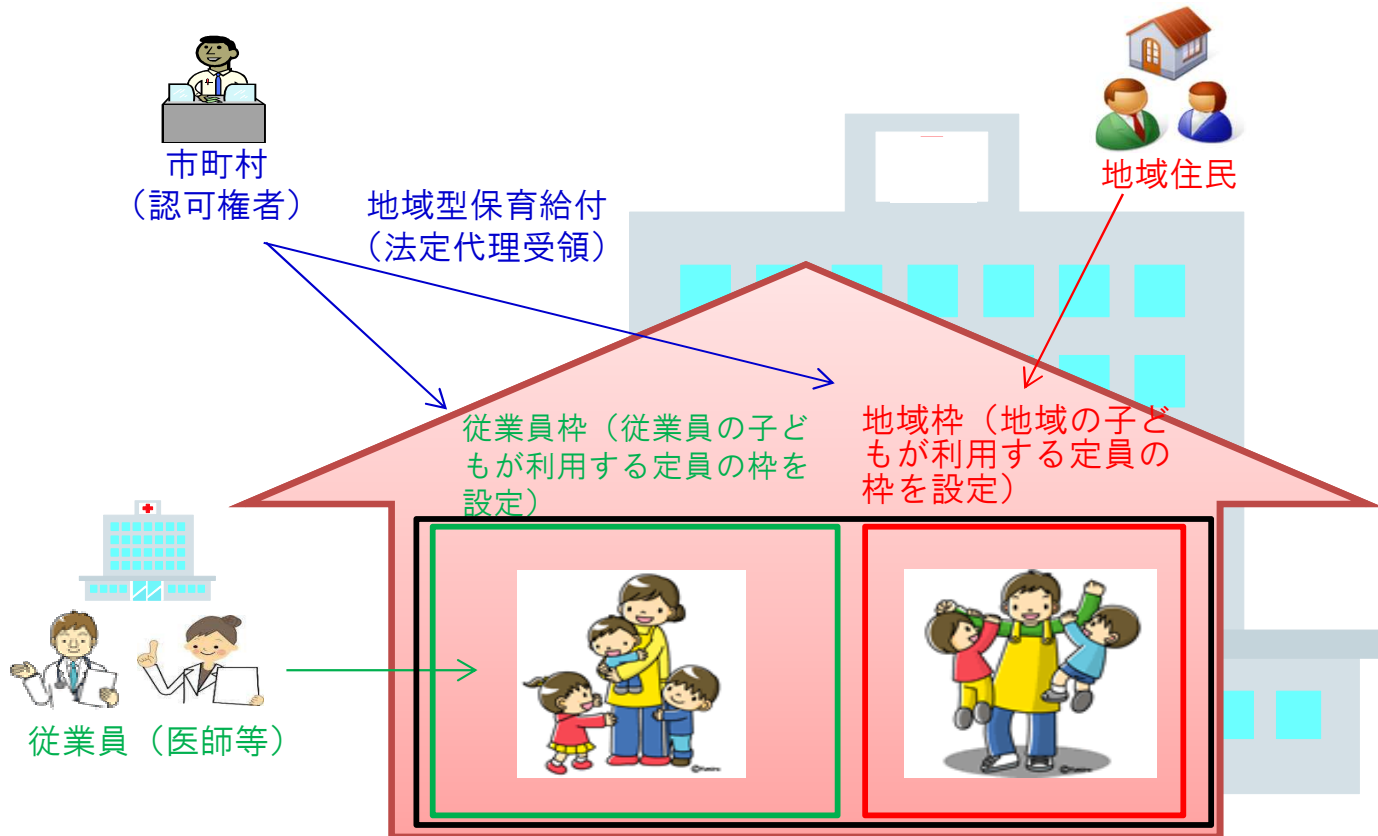
病院内における保育所に対する支援策（概要②）

施設類型	事業所内保育事業 (新制度の給付対象)	事業所内保育施設 (都道府県労働局による 雇用保険二事業による補助) ※平成28年4月から新規受付を 停止し、継続分のみを支給	病院内保育所（地域医療介護総合確 保基金による補助） ※以下は参考であり、都道府県の実情 に応じて要件は設定される	企業主導型保育事業 (仕事・子育て両立支援事業 による助成)
定員・ 利用児童	<ul style="list-style-type: none"> ・定員の下限はなし（定員数に応じ、地域枠の設定が必要） ・利用児童は、地域枠を除き、事業主が決定（地域枠分は市町村が決定） ・原則として、3歳未満児が対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員6人以上 ・利用児童は事業主等が決定 ・事業主等が自ら雇用する雇用保険被保険者の労働者の利用が、月の開設日の半数以上であることが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員の下限はなし ・利用児童は事業主が決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員6人以上 ・利用児童は事業主が決定
職員、設備 等の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく基準を満たすことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく基準に準じた要件を満たすことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育児童数に応じた保育時間（8時間又は10時間）及び保育士等数（2～10人以上）を設定 ・児童福祉法に基づく基準を尊重 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく基準を満たすことが必要
その他の 主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の策定・掲示、評価の実施、情報公表等の運営基準を満たすことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・1日の平均保育乳幼児数が、定員の6割（中小企業は3割）以上であることが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て拠出金を負担している事業主が対象
運営に係る 給付・補助	<ul style="list-style-type: none"> ・公定価格による ※12人定員のモデルケースで、年額約3,000万円(*) *上記の額には事業主が直接徴収する利用者負担額が含まれる（これを差し引いた額が公費で賄われる） ・公費負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成額（10年間） 子ども1人当たり年額 大企業 34万円 中小企業 45万円 ※支給限度額 大企業 1,360万円 中小企業1,800万円 ・補助額の負担割合：全額国費（労働保険特別会計） 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 2/3（公費） ※補助基準単価：保育士1人当たり月額180,800円 ※24時間保育等を実施する場合の加算あり 	<ul style="list-style-type: none"> 乳児3人、1・2歳児9人 東京都特別区、11時間開所、保育士比率50%の場合 基本額 約2,600万円(年額) 各種加算 延長保育、病児保育、夜間保育などの実施に応じて加算 ※上記の額には事業主が直接徴収する利用者負担額が含まれない
施設整備 補助等	<ul style="list-style-type: none"> ・公定価格で施設整備補助相当の減価償却費分を加算 ※都道府県労働局による施設整備補助を受けた事業所内保育事業所が、新制度の給付（減価償却費加算を除く）を受けることは可能 	<ul style="list-style-type: none"> <設置費> ・補助率 大企業 1/3、中小企業 2/3 ※支給限度額 大企業 1,500万円 中小企業 2,300万円 ・補助額の負担割合：全額国費（労働保険特別会計） 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助額 補助基準額×0.33 ※補助基準額 定員数×5㎡×基準単価 ※定員数は30人を限度 ※基準単価は地域や建物の構造により異なる（15万円前後） 	<ul style="list-style-type: none"> 定員12人、東京都、新設の場合 基本額 約8,000万円 各種加算 病児保育スペース、一時預かりスペースなどの実施に応じて加算 ※既存施設の改修にも補助あり

① 子ども・子育て支援新制度における
事業所内保育事業（市町村認可事業）に対する給付

子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業の概要

- 平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度では、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもを受け入れる事業所内保育施設について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とすることにしています。
- 給付は、利用者の居住地市町村から支給されることとなるため、事業者は、利用者の各居住地市町村から、子ども・子育て支援法第43条に規定する確認を受けた上で、それぞれに費用請求を行う必要があります。



<事業の申請先>

市町村（認可権者）

<主な要件>

- ・ 認可基準等の遵守
- ・ 地域枠の設定
 - ※地域枠の子どもは市町村が利用調整
- ・ 応諾義務
 - ※利用調整を経た地域枠の子どもの受入義務（地域枠の範囲内）
 - ※利用者（従業員、地域住民の子どものいずれも）は、市町村より給付の支給認定を受ける必要がある。
 - ※利用者は、原則3歳未満児

<利点・活用例>

- ・ 安定した財政支援
 - ※利用する子どもの数に応じて市町村から費用が支払われる。（義務的経費）
- ・ 複数企業で共同設置可能
- ・ 利用者数が減少している施設では、空き定員が活用できる。
- ・ 院外の保育施設に委託して実施することも可能

事業所内保育事業の認可基準について（主なもの）

		定員20人以上	定員19人以下	
			小規模A型の基準	小規模B型の基準
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所（定員20人以上）の 配置基準+1名	保育所（定員20人以上）の 配置基準+1名
	資格	保育士 ※看護師、幼稚園教諭等の特例有	保育士 ※保健師又は看護師の特例有（1人まで）	1/2以上が保育士 ※保健師又は看護師の特例有（1人まで） ※保育士以外の者は研修修了が必要
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡
処遇等	給食	自園調理 調理室 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員

- ※ 事業所内保育事業は、原則0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。（事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象）
- ※ 原則0～2歳児までの事業であるが、従業員枠の子どもについては、保護者の希望に応じて柔軟な利用が可能であり、その場合は特例地域型保育給付が支給される。（地域枠の子どもについても、受け入れ先の保育所等に空きがない場合については特例給付による利用が可能）
- ※ 給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。（平成32年度まで）
- ※ 給食の提供に当たっては、事業所に附属して設置する調理施設において調理することも可能。

定員区分	地域枠の定員	定員区分	地域枠の定員	定員区分	地域枠の定員
1名～5名	1名	16名～20名	5名	41名～50名	12名
6名・7名	2名	21名～25名	6名	51名～60名	15名
8名～10名	3名	26名～30名	7名	61名～70名	20名
11名～15名	4名	31名～40名	10名	71名～	20名

※子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業については、自社で雇用する労働者の子どもに加えて、「地域において保育を必要とする子ども（地域枠）」を受け入れることを要件としており、上記は事業所全体の定員規模に対して最低限設定が必要な「地域枠」の規模を示したものの。なお、上記は、国として示す全国的な基準であり、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村がより緩やかな地域枠を設けることが可能。

子ども・子育て支援新制度における公定価格の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしています。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

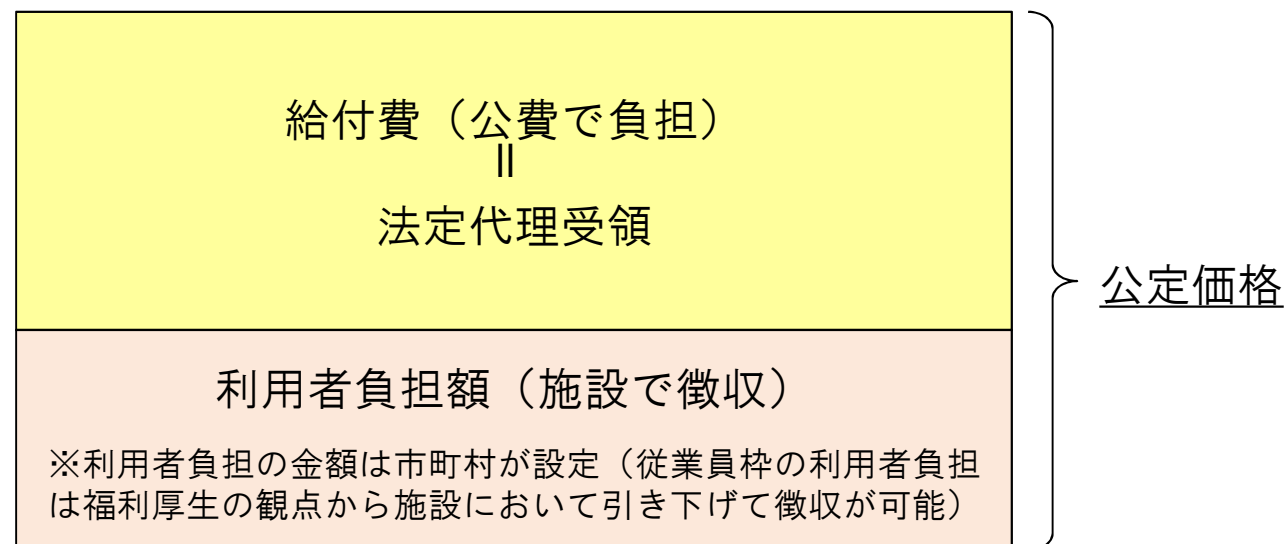
- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされます。

（子ども子育て支援法27条、29条等）

$$\text{「給付費」} = \text{「公定価格」} - \text{「利用者負担額」}$$

※この基本構造は委託費も同様。

【イメージ】 ≪施設型給付・地域型保育給付≫



【事業所内保育事業（保育認定（3号））】

（平成28年度における公定価格の単価表）

基本部分							加算部分1（続く）								
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		従業員枠の子どもの場合 ⑦	処遇改善等加算		管理者設置加算 ⑨	処遇改善等加算	保育士比率向上加算		処遇改善等加算		
				保育標準時間認定			保育短時間認定				⑧	⑧	⑩	処遇改善等加算	
				基本分単価 ⑥	(注)		基本分単価 ⑥	(注)						(注)	(注)
その他地域	6人から12人まで	3号	1、2歳児	132,740円 (185,890円)	128,120円 (181,270円)	⑥×84/100	1,220円 (1,750円) × 加算率	1,180円 (1,710円) × 加算率	30,750円	300円 × 加算率	8,020円 (13,370円)	80円 (130円)	× 加算率	× 加算率	
			乳児	185,890円	181,270円		1,750円 × 加算率	1,710円 × 加算率			13,370円	130円			
	1、2歳児		107,070円 (160,220円)	104,150円 (157,300円)	970円 (1,500円) × 加算率		940円 (1,470円) × 加算率	7,080円 (12,430円)			70円 (120円)				
	乳児		160,220円	157,300円	1,500円 × 加算率		1,470円 × 加算率	12,430円			120円				

加算部分1（続き）						調整部分								
障害児保育加算		処遇改善等加算		休日保育加算		処遇改善等加算		夜間保育加算	減価償却費加算	賃借料加算	連携施設を設定しない場合	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	常態的に土曜日に閉所する場合	定員を恒常的に超過する場合
⑪	(注)	(注)	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲				
106,300円	(53,150円)	1,060円 (530円) × 加算率	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~210人 176,000円	37,970円	C地域 標準 2,400	C地域 標準 6,600円	2,050円	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑬) × 13/100	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑪ + ⑬) × 11/100	(⑥~⑱) × 81/100				
53,150円		+ 530円 × 加算率	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~210人 1,760円 × 加算率	25,760円	⋮	⋮	⋮	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑬) × 12/100	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑪ + ⑬) × 11/100					
106,300円	(53,150円)	1,060円 (530円) × 加算率	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮					
53,150円		+ 530円 × 加算率	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮					

※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算

冷暖房費加算	1級地	1,650円	4級地	1,150円	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	2級地	1,480円	その他地域	110円	
	3級地	1,460円			

除雪費加算	⑳	5,850円	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉑	145,470円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉒	150,000円（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉓	120,000円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	㉔	150,000円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

※小規模保育事業B型の基準が適用される事業所内保育事業の公定価格（地域区分や定員区分等により適用される単価表は異なります。）
単価表全体や加算の要件等は内閣府HPを参照 http://www8.go.jp/syoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_22/index.html

<事業所内保育事業（小規模保育事業B型の基準が適用される施設）> 公定価格の単価表に基づいた1事業所当たりの公定価格の総額・比較表

○ 小規模保育事業B型の基準が適用される事業は12人（6～19人の中間）とした上で、保育所を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定（地域枠は国で示す基準の下限に設定）。

	児童数	従業員枠	地域枠	構成割合
1、2歳児（6:1）※	9人	6人	3人	75.0%
乳児（3:1）	3人	2人	1人	25.0%
合計	12人	8人	4人	100.0%

※地域区分：その他地域

※保育標準時間と保育短時間の比率は7：3と仮定

項目	金額 A (27年度公定価格)	金額 B (28年度公定価格)	備考
基本分単価(⑥)	18,427千円	20,997千円	・平成27年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準拠した処遇改善(保育士平均+1.9%)を反映
処遇改善(⑧)	2,484千円 (13%)	2,853千円 (13%)	
加算部分1(⑨～⑬)	5,393千円	5,940千円	・管理者設置加算、賃借料加算*(C地域標準)を適用 *平成28年度の公定価格の充実として、実勢に合わせた水準に見直し
加算部分2(⑱～㉓)	270千円	270千円	・栄養管理加算、第三者評価受審加算適用
合計	26,573千円	30,060千円	・増加額:3,487千円(B-A)

※ 地域区分、定員区分、児童の年齢構成や保育必要量の状況、加算項目の実施状況等は個々の施設等で異なり、上記8の前提条件の下での例示です。

平成28年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

○ 平成28年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (~270万円)	3,000円 〔0円〕
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (~360万円)	16,100円 〔7,550円〕
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (~680万円)	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (680万円~)	25,700円

多子カウント年齢制限なし
" 有り(小学校3年生以下)

保育認定の子ども

(2号認定：満3歳以上)

(3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (~260万円)	6,000円 〔0円〕	6,000円 〔0円〕	9,000円 〔0円〕	9,000円 〔0円〕
③所得割課税額 48,600円未満 (~330万円)	16,500円 〔7,750円〕	16,300円 〔7,650円〕	19,500円 〔9,250円〕	19,300円 (9,150円)
④所得割課税額 57,700〔77,101〕 円未満 (~360万円)	27,000円 〔13,500円〕	26,600円 〔13,300円〕	30,000円 〔15,000円〕	29,600円 〔14,800円〕
④所得割課税額 97,000円未満 (~470万円)	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満 (~640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満 (~930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満 (~1130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上 (1130万円~)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

多子カウント年齢制限なし
" 有り(小学校就学前)

※1 []書きは、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額

※2 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。

※3 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年収360万未満の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限と撤廃し、年収360万円未満のひとり親世帯等(注1の世帯)については2人目以降については0円とする。

※4 給付単価を限度とする。

※5 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

② 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金による 都道府県労働局による助成

- ※ 平成28年4月1日以降は新規の設置・運営等計画の認定申請受付を停止しています。
ただし、平成28年3月31日までに運営を開始した事業所内保育施設の運営計画については申請可能です。

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の概要①

～設置費・増築費～

支給機関：都道府県労働局

自ら雇用する労働者のための保育施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置、運営等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成します。

(平成28年度予算の内容)

	助成率等	支給限度額	
①設置費 (*)	大企業 3分の1 中小企業 3分の2	大企業 1,500万円 中小企業 2,300万円 【対象となる設置】 ・新たな事業所内保育施設の設置	
②増築費 (*)	大企業 3分の1 中小企業 2分の1	増築	大企業 750万円 中小企業 1,150万円 【対象となる増築】 ・5人以上の定員増を伴う増築 ・安静室を設ける増築 ・助成金の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について要件を満たす施設にするための増築
	大企業:3分の1(中小企業:2分の1) × (増加する定員) / (建て替え後の施設の定員)	建て替え	大企業 1,500万円 中小企業 2,300万円 【対象となる建て替え】 ・5人以上の定員増を伴う建て替え
	大企業 3分の1 中小企業 2分の1		大企業 1,500万円 中小企業 2,300万円 【対象となる建て替え】 ・助成金の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について要件を満たす施設にするための建て替え

* ①設置費、②増築費は、運営開始又は再開の初年度と3～5年度の2回に分けて支給します。

(「支給対象経費に助成率を乗じた額」と「支給限度額」のうちいずれか低い方の額の2分の1を、初年度に支給します。その後、3～5年度に要件を満たした場合に、同様の額を支給します。)

※運営を休止した場合、休止後5年以内に運営再開計画(計画期間3年以内)を作成し、この計画期間内に運営を再開できない場合は、助成金の返還が必要となります。

この他、助成金を受けた事業所内保育施設を別の目的で使用した場合、自社の労働者の利用がなくなり事業所内保育施設を廃止した場合、他の補助金等を受けることにより事業所内保育施設でなくなった場合には、助成金の返還が必要となります。

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の概要② ～運営費～

支給機関：都道府県労働局

自ら雇用する労働者のための保育施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置、運営等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成します。

(平成28年度予算の内容)

運営開始日		ア 助成額、助成率等	イ 支給限度額	
平成27年 1月1日～	③-1 運営費 (*)	10年間支給 1日の平均利用乳幼児数 1人当たり(年額) 大企業 34万円 中小企業 45万円	大企業 1,360万円 中小企業 1,800万円	
		体調不良児を預かる場合 上記の額+165万円加算	体調不良児を預かる場合 上記の額+165万円	
～平成26年 12月31日	③-2 運営費 (*)	10年間支給 大企業 2分の1 中小企業 3分の2	通常型	規模に応じ 最高 699.6万円
			時間延長型	規模に応じ 最高 951.6万円
			深夜延長型	規模に応じ 最高 1,014.6万円
			体調不良児対応型	上記それぞれの型の運営に係る額 +165万円

* ③運営費の支給対象経費は、運営に要した費用から、保育料相当分(施設定員(最大10人)×運営月数×月額1万円(中小企業:5千円))を減額。

※運営に要した費用とは、保育士又は保育従事者の賃金のことをいいます。賃借の場合は建物の賃借料、体調不良児を預かる場合は看護師の賃金を含みます。

・平成27年1月1日以降に運営を開始した場合、支給対象経費と平均利用乳幼児数による額(ア)、支給限度額(イ)のうち、最も低い額が支給額になります。

・平成26年12月31日までに運営を開始した場合、支給対象経費に助成率を乗じた額(ア)と支給限度額(イ)のうち、いずれか低い額が支給額になります。

※1日の平均保育乳幼児数1人当たりの額、支給限度額は年額です。支給要件を満たさない月がある場合又は運営期間が1年に満たない場合、減額されます。

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給要件について（主なもの）

【雇用保険適用事業所の事業主が対象です。助成金の対象は、1事業主につき1施設（同一の施設）となります。】

		定員20人以上	定員19人以下
職員	職員数	・ 0歳児 3：1 ・ 1・2歳児 6：1 ・ 3歳児 20：1 ・ 4歳以上児 30：1	左記と同じ又は左記の配置基準+1名
	資格	保育士 ※保健師、看護師又は准看護師を1人まで保育士とみなすことができる。（特例）	保育従事者 （保育士+研修修了者（1/2以上は保育士が必要）） ※保育所と同様の特例有 ※研修修了者とは、市町村長の研修を修了した者
規模・設備構造	定員	6人以上	6人以上
	保育室等	・ 0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ・ 2歳以上 保育室 1人当たり1.98㎡ ※上記の他に、調理室、便所（20人に1つ以上）が必要 ※保育室等を2階以上に設ける場合、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たす避難用設備等が必要	・ 0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ・ 2歳以上 保育室 1人当たり1.98㎡ ※上記の他に、調理室又は調理設備、便所（20人に1つ以上）が必要 ※保育室等を2階以上に設ける場合、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たす避難用設備等が必要
利用者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、自社の雇用保険の被保険者又は他社の雇用保険の被保険者 ・ 自社の雇用保険の被保険者の利用が、月の開設日の半数以上 ・ 年間の1日平均利用乳幼児数が、定員の6割（中小企業は3割）以上 	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食は外部搬入可 ・ 医療機関との協力体制の確保 ・ 安静室の設置と看護師の配置により、体調不良児の預かりも可（加算措置あり） 	

<不支給要件>

以下に該当する場合、助成金を受給することはできません。（4は運営費のみ受給することができます）

- 1 過去に不正受給をし、雇用関係助成金の不支給措置がとられている
- 2 労働保険料の滞納がある
- 3 過去1年以内に、労働関係法令に違反している
- 3 自社の雇用保険の被保険者の利用見込みが著しく少ない
- 4 法人設立後3年を経過していない又は財務内容が3年連続して損失を計上している
- 5 事業所内保育施設に係る他の補助金等の交付を受けている（補助金等の支給対象経費に事業所内保育施設に係る経費が計上されている場合も含む）13

<事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給額（例）>

- 子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業と同様の条件（利用人数12人）として支給額を算出すると次のとおりとなります。

※助成金の支給額は、利用している子どもの各年齢別の人数、保育時間及び地域枠によって変わりません。

<参考：子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業の試算の際の年齢区分等>

	児童数	従業員枠	地域枠	構成割合
1、2歳児（6:1）※	9人	6人	3人	75.0%
乳児（3:1）	3人	2人	1人	25.0%
合計	12人	8人	4人	100.0%

※地域区分：その他地域

※保育標準時間と保育短時間の比率は7：3と仮定

項目	平成26年12月31日まで に開所している場合	平成27年1月1日以降に 開所している場合
支給対象経費	2,402.4万円	2,402.4万円
支給限度額 ※公定価格の試算では夜間保育加算がされているので、 深夜延長型の額	<u>533.2万円</u>	1,800万円
支給対象経費に助成率を乗じた額 ※中小企業に適用する2/3を使用	1601.6万円	—
平均保育乳幼児数1人当たりの支給額に 基づく額 ※中小企業に適用する45万円を使用	—	<u>540万円</u>

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の受給の流れ、手続

〔事業主または事業主団体〕

〔都道府県労働局〕

事業所内保育施設について検討
(提出書類準備)

相談

相談の受付
助言

助言

設置・運営費、増築費の場合

運営費の場合

設置・運営計画または増築
(増築・建て替え) 計画の認定申請

〔建築工事着工などの2か月前の日までに提出〕

運営計画認定申請

〔運営開始予定日の2か月前の日から
運営開始後1年を経過する日の2か月
前までに提出〕

認定申請

認定申請書の
〔受付
審査
認定決定〕

認定決定通知

事業所内保育施設設置・運営開始
または運営再開

〔認定決定日の翌日から1年以内に運営開始
又は運営再開〕

事業所内保育施設運営開始

〔認定決定日の翌日から6か月以内に
運営開始(すでに運営を開始している
場合は引き続き運営を行うこと)〕

設置費または増築費支給申請

翌1月1日～1月31日までに提出

〔運営開始(再開)日が7月1日～12月31日
までの場合〕

7月1日～7月31日までに提出

〔運営開始(再開)日が1月1日～6月30日
までの場合〕

運営費支給申請

翌1月1日～1月31日までに提出

〔運営開始日：7月1日～12月31日
1月1日～12月31日までの経費〕

7月1日～7月31日までに提出

〔運営開始日：1月1日～6月30日
前年の7月1日～6月30日までの経費〕

支給申請

支給申請書の
〔受付
審査
建築士査定
支給決定〕

支給決定通知
助成金振込

＜申請に当たっての留意事項＞

- ◆ 都道府県労働局長が助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査の実施または報告を求める場合があります。
- ◆ 申請が多い場合には、予算を勘案して対応することになりますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 助成金の詳細については、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

③病院内保育所に対する都道府県による補助金

病院内保育所運営・施設整備補助の概要

補助概要

- 子どもを持つ女性医師、看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児に対する保育を行う病院内保育所の運営・施設整備を支援。
- 病院内保育所運営・施設整備補助については、消費税財源を活用して創設された「地域医療介護総合確保基金」における医療従事者の確保に関する事業として各都道府県の基金事業として実施。
- 補助基準については、都道府県が地域の実情に応じて設定が可能であるため、正確な補助内容については、各都道府県の看護担当部門にお問い合わせ願います。
※基準額の増額等を行っている都道府県や、補助制度そのものを設けていない県もあります。
- 次頁以降は、医療提供体制推進事業費補助金及び医療提供体制施設整備交付金として補助していた、当時の補助基準を記載していますので、交付申請をする際の参考としてください。

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業**
- 5 介護従事者の確保に関する事業

医療従事者の確保に関する事業として、各都道府県の実情に応じた形で病院内保育所の運営・施設整備に対する補助を実施。

参考①：病院内保育所運営事業（平成25年度までの補助基準）

※平成26年度以降は、都道府県が実情に応じて補助基準を設定

医療機関における病院内保育所の運営費の一部を補助する。

【補助基準】

（補助先）都道府県 ※間接補助先：病院・診療所（自治体立、公的団体立を除く）

（補助率）2/3（公費）

（補助単価）180,800円／月（保育士1人当たり）

※別途、実施加算有り

（対象経費）保育士人件費、委託料（保育士人件費相当分）

（補助区分等）保育児童数等に応じ、下記区分における補助人数分の人件費を補助

区分	保育児童数	保育料（月額）	保育時間	保育士等数	補助人数
A型特例	1～3人	10,000円以上	8時間以上	2人以上	1人
A型	4人以上	10,000円以上	8時間以上	2人以上	2人
B型	10人以上	10,000円以上	10時間以上	4人以上	4人
B型特例	30人以上	10,000円以上	10時間以上	10人以上	6人

※ 別途、保育料収入相当額の控除や、各医療機関における財政状況等を踏まえた調整を行うことがある。

【実施加算】 各医療機関の院内保育所の運営状況に応じて、実施加算を設定

○24時間保育（加算額）23,410円／日

終日いずれの時間帯においても保育サービスを実施している病院内保育所に対する加算

○緊急一時保育（加算額）20,720円／日

緊急呼び出しにより、家庭で育児を行うことが困難な児童の保育を実施している病院内保育所に対する加算（※24時間保育を実施している病院内保育所は補助対象外）

○休日保育（加算額）11,630円／日

日曜、祝日等においても保育サービスを実施している病院内保育所に対する加算

○病児等保育（加算額）187,560円／月

医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮が必要な児童の保育を実施している病院内保育所に対する加算

○児童保育（加算額）10,670円／日

医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童の保育を実施している病院内保育所に対する加算

参考②：病院内保育所施設整備事業（平成25年度までの補助基準）

※平成26年度以降は、都道府県が実情に応じて補助基準を設定

医療機関において、新たな病院内保育所の設置に必要な新築・増改築等に要する工事費等を補助。

【補助基準】

（補助先）都道府県 ※間接補助：病院・診療所（自治体立を除く）

（調整率）0.33 （基準面積）5㎡×収容定員（30人を限度）

（基準単価）以下の区分のとおり

区分	A	B	C	D
鉄筋コンクリート	155,800円	148,300円	140,900円	133,500円
ブロック	136,400円	129,900円	123,400円	116,900円
木造	155,800円	148,300円	140,900円	133,500円

地域区分	
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

補助額モデル例

（都道府県の実情に応じ、調整が行われる可能性がある）

○病院内保育所運営事業

・保育児童数10人、24時間保育を300日実施する場合（※基準額≦対象経費の実支出額の場合）

【計算例】

補助額例

$$\left\{ \underbrace{(4人(保育士数) \times 180,800円(基準単価) \times 12月)}_{\text{基本額}} - \underbrace{(24,000円 \times 12月 \times 10人)}_{\text{保育料収入相当額控除}} + \underbrace{(300日 \times 23,410円)}_{\text{実施加算}} \right\} \times 2/3(補助率) = \mathbf{8,547,000円}$$

○病院内保育所施設整備事業

・収容定員30人、東京都、鉄筋コンクリートの新築の場合

【計算例】

補助額例

$$\underbrace{5\text{㎡} \times 30人}_{\text{基準面積}} \times 155,800円(基準単価) \times 0.33(調整率) = \mathbf{7,712,000円} \quad (\text{※})$$

※既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合が105%以上の場合には、更に調整率がかかる(×0.95)

基準面積

④企業主導型保育事業に対する国による助成金

企業主導型保育事業について

事業の目的及び内容

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、企業主導型保育事業を実施していくこととしています。



本事業の主な内容としては、

- ① 多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための仕組みであること
- ② 市区町村による計画的整備とは別枠で整備可能であり、設置の際や利用の際に市区町村の関与を必要としないこと
- ③ 地域枠も自由に設定できること(利用定員の50%以内)
- ④ 運営費や施設整備については、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格に準じた支援が行われること

など、企業主導型保育事業の特色・メリットを活かした事業展開を図ることができます。

事業の実施者

○ 企業主導型保育事業を実施することができるのは、以下の3類型としています。

① 子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が、自ら事業所内保育施設を設置し、企業主導型保育事業を実施する場合

※ 複数企業による共同設置や他企業と共同利用することも可能です。

② 保育事業実施者(保育所等を運営している事業者)が設置した認可外保育施設を、子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が活用する場合

※ 保育事業実施者にあっては、独自財源で認可外保育施設を設置し、本事業(運営費)の助成を受けることも、本事業の施設整備費を活用して、事業を実施することも可能です。

③ 既存の事業所内保育施設の空き定員を、設置者以外の子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が活用する場合

留意事項 1

次に掲げる実施主体や公的助成を受けながら事業を実施している認可外保育施設等は、本事業の助成対象外になりますので、ご注意ください。

- i 国、地方公共団体
- ii 子ども・子育て支援法に基づく確認を受けている施設又は事業者
- iii 『地域医療介護総合確保基金』、『事業所内保育施設設置・運営等支援助成金』の助成を受けている事業
- iv その他、公的助成を受けて実施している事業
- v 申請前5年間で、保育施設の閉鎖命令や、助成の取消し等を受けていないこと。

留意事項 2

企業主導型保育事業の助成を受けた子ども・子育て拠出金を負担している事業主等は、事業の実施に当たり、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事に対し届出を行う必要があります。

利用対象者等

- 企業主導型保育事業の実施に当たっては、自社等の従業員が利用する『従業員枠』のみで運営することもできますが、地域の住民等が利用する『地域枠』を設けて運営することも可能であり、利用者がどの枠に該当するかは、以下のとおりになります。

従業員枠	地域枠（設定は任意）
<ul style="list-style-type: none">■ 事業実施者の従業員の児童■ 事業実施者と利用枠契約を締結した子ども・子育て拠出金を負担している事業主の従業員の児童 <p>※いずれも非正規労働者を含む(子ども・子育て支援法における保育認定は不要)</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 従業員枠の対象外の児童 (子ども・子育て支援法における保育認定を受けた者の児童等) <p>※地域枠を設ける場合、総定員の50%以内</p>

※保護者のいずれもが就労要件等を満たすことが必要

企業主導型保育事業の運営・設置基準

		子ども・子育て支援新制度の事業所内保育事業		企業主導型保育事業	認可外保育施設 認可外保育施設指導監督基準
		定員20人以上	定員19人以下 (小規模保育事業と同様)		
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置
	資格	保育士 ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで)	保育従事者(1/2以上保育士) ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで) ※保育士以外には研修実施	小規模保育事業と同様 ※保育士以外には研修実施 (研修予定修了者等を含む)	保育従事者(1/3以上保育士) ※看護師、准看護師でも可 ※1日に保育する乳幼児6人以上施設
設備・面積	保育室等	0・1歳児 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 2歳児以上 保育室又は遊戯室1.98㎡/人	0・1歳児 乳児室又はほふく室3.3㎡/人 2歳児以上 1.98㎡/人	原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	保育室 1.65㎡/人 ※0歳児は他年齢の幼児の保育室と別区画
	屋外遊戯場	2歳児以上 3.3㎡/人	2歳児以上 3.3㎡/人	原則、事業所内保育事業と同様	—
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	自園調理(外部搬入可) 調理室 調理員

助成対象のイメージ

助成の内容

【整備費】 定額(施設整備に必要な費用の3/4相当分)

【運営費】 定額(企業の自己負担相当分及び利用者負担相当分を除く部分)

※一人当たり単価に利用人数を乗じた額を基本に助成(使途制限は設けない)

※11時間開所を基本に単価設定(13時間開所の単価も設定。多様な働き方への対応へのインセンティブ付けを行う)

新設の場合

【整備費】及び【運営費】の助成を受けることが可能

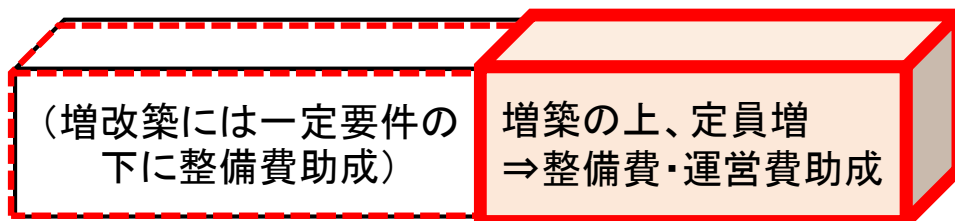
既存の事業所内保育施設の場合

以下の例について、助成の対象

① 定員を増員した場合

- 新規増員分で企業主導型保育事業を実施する場合に増員部分を補助。
- 【整備費】については、一定程度の定員増を図った上で増改築を実施する場合には、既存分を含めた増改築全体に対して助成。

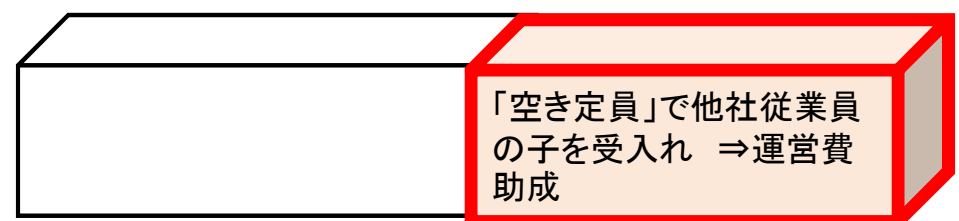
(例)



② 「空き定員」を活用した場合

- 自社従業員に使われていない「空き定員」分を活用して他の一般事業主従業員の子ども等を一時的に受け入れた場合に、【運営費】を助成。

(例)



助成金の額

企業主導型保育事業（運営費、整備費）の助成金の額については、次のとおりとなります。

- ① 運営費に関しては、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格と同水準
- ② 整備費については、認可保育所の施設整備と同水準

※ 助成金の額の詳細に関しては、別添「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」を参照してください。

モデル例

○ 企業A(事業実施者)が保育園(定員12人)を設置*する場合 *運営委託が可能です。

・**運営費**(定員12人(乳児3人、1・2歳児9人)、東京都特別区、11時間開所、保育士比率50%の場合)

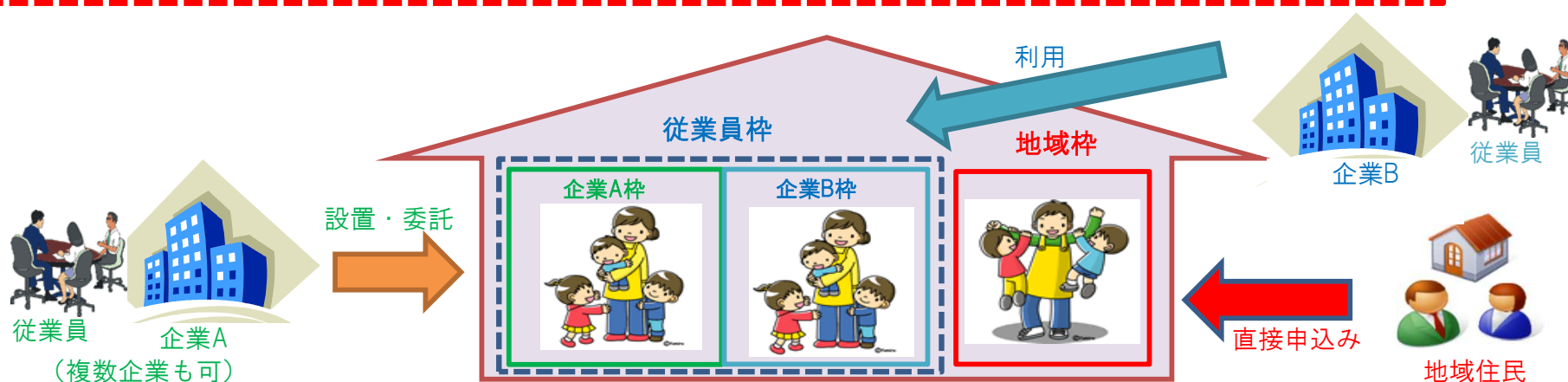
基本額 約2,600万円(年額)

各種加算 延長保育、病児保育、夜間保育など(実施に応じて加算)

・**整備費**(定員12人、東京都、新設の場合) ※既存施設の改修にも補助があります。

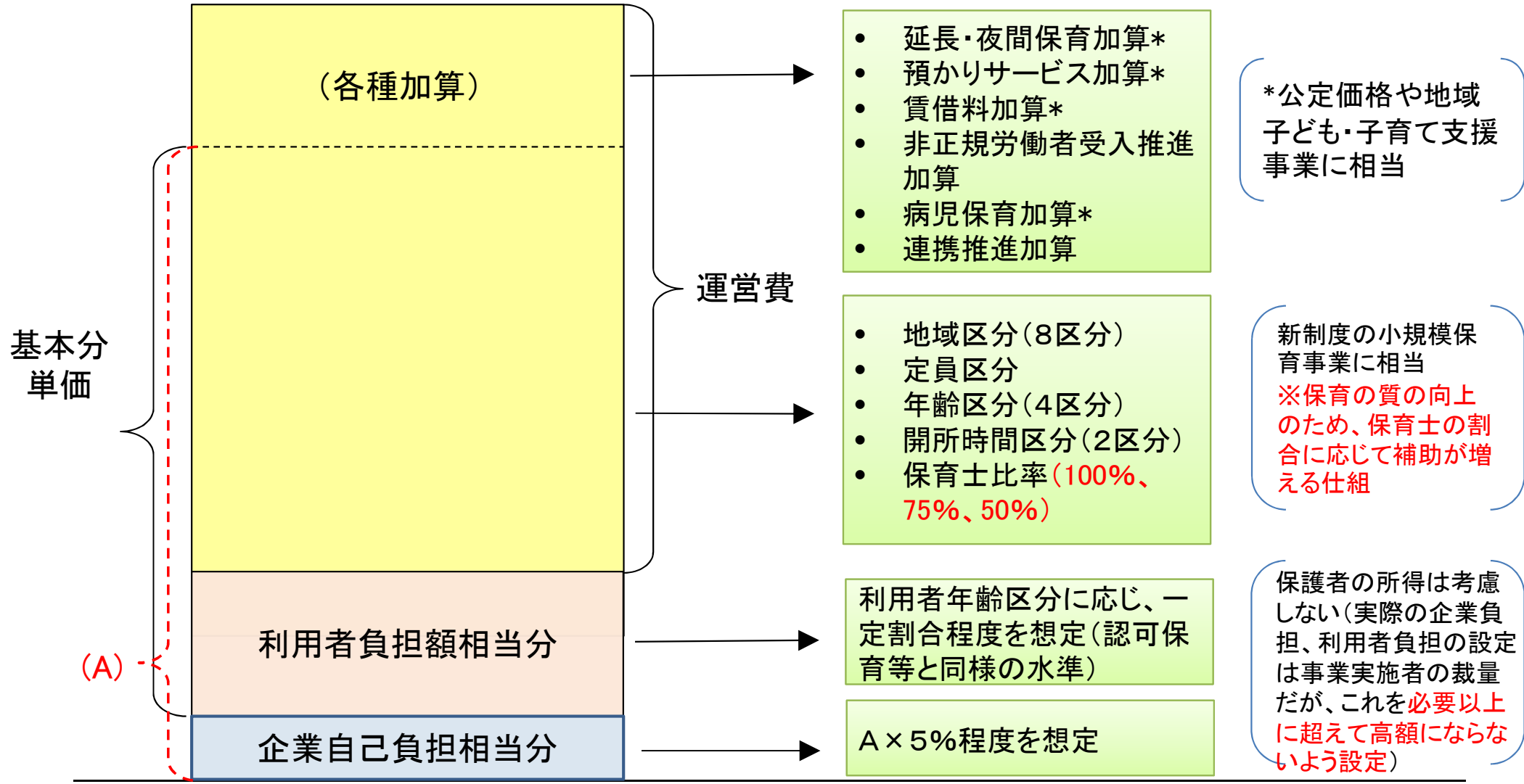
基本額 約8,000万円

各種加算 病児保育スペース、一時預かりスペースなど(実施に応じて加算)



運営費のイメージ

- 運営費の保育単価は、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格をベースに設定。施設型給付と同様、用途制限は設けない。
 - ・ 地域区分、定員区分、年齢区分、開所時間区分、保育士比率区分(100%、75%、50%)を設ける。



整備費のイメージ

- 整備費の助成単価は、認可保育所整備費の単価と同一水準とする。
- 助成単価は定額(3/4相当分)を交付する。

